



事件記録等謄写業務協定書



事件記録等謄写業務協定書

大阪地方検察庁検事正（以下「甲」という。）と
[REDACTED]（以下「乙」という。）は、大阪地方検察庁
堺支部庁舎における使用許可（複写機等を用いて謄写業務を行う謄写事
務室の設置）に関し、関係法令及び国有財産使用許可書記載の条件のほ
か、事件記録等謄写業務について、下記のとおり協定する。

記

1 事件記録等謄写業務の内容

乙は、国有財産使用許可書に記載する事件記録等謄写業務として次
の業務を行う。

(1) 紙媒体による謄写業務

ア 使用許可に係る設置場所に乾式複写機（日本工業規格A列4番
の用紙による書類を等倍の用紙に複写する機能を有するもの。）
を1台以上設置し、謄写申請人の依頼を受けて、同人の代わりに
事件記録等の謄写を行う業務（以下「対面式業務」という。）。
イ 上記ア記載の乾式複写機について、少なくとも1台を特定し、
日本工業規格A列4番のコピー用紙への白黒コピーを謄写申請人
自らが行う事件記録等の謄写に利用させる業務（同業務に関し、
謄写申請人に代わり事件記録等を授受、保管する業務を含む。以
下「セルフ式業務」という。）。

(2) 紙以外の媒体による謄写業務

パーソナルコンピュータ等を設置し、謄写申請人の依頼を受けて、
同人の代わりにCD-R、DVD、BD-R、USBメモリ、フラ
ッシュメモリ、フロッピーディスク及びVHSビデオ等の外部電磁
的記録媒体に記録された情報を、別の外部電磁的記録媒体に謄写す
る業務。

2 謄写対象物の取扱い

- (1) 乙は、謄写対象物（外部電磁的記録媒体に記録された情報を含む
（以下同じ。）。）の管理を徹底し、謄写対象物の紛失、汚損、毀損、
毀棄及び改ざん等を防止するとともに、これらを防止するために必
要な措置を講じなければならない。
- (2) 乙は、上記(1)の必要な措置を講じるため、謄写対象物管理計画を
作成し、甲と協議しなければならない。
- (3) 乙及び乙の従業員は、謄写対象物管理計画を遵守しなければならない。

3 謄写した書類又は外部電磁的記録媒体等の交付

- (1) 乙は、謄写した書類又は外部電磁的記録媒体（以下「謄写物等」という。）の交付は、謄写申請人に対し手交又は郵送等により確実に行うものとする。
- (2) 乙は、謄写物等の交付について誤りがあった場合、直ちに謄写対象物を管理する大阪地方検察庁堺支部庁舎の閲覧・謄写事務担当者（以下「閲覧・謄写事務担当者」という。）に報告するとともに、誤って交付された謄写物等を速やかに回収しなければならない。

4 謄写料金の設定等

- (1) 乙は、謄写料金を設定した場合、速やかに甲の指定する担当職員（以下「担当職員」という。）に報告しなければならない。
- (2) 乙は、謄写料金を変更する場合又は新たに謄写料金を設定した場合は、その都度、速やかに担当職員に報告しなければならない。
- (3) 乙は、セルフ式業務における日本工業規格A列4番のコピー用紙への白黒コピー1枚当たりの謄写料金は、20円（消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含むものとする。）を超えて設定することはできない。
- (4) 乙は、謄写申請人からの料金問い合わせの際に提示できるように、設定した謄写料金（1(2)で定める「紙以外の媒体による謄写業務」に係る料金を除く。）について、料金表を作成した上、謄写業務を行う検察庁の窓口に備え付けるものとする。

5 設備、備品等の設置及び模様替等

- (1) 乙は、床、壁、電気・機械及び通信設備を設置し、又は模様替する場合は、あらかじめ工事等施行協議書（様式第1号）を担当職員に提出し、事前に協議しなければならない。
- (2) 乙は、謄写事務室内における乾式複写機その他机等の備品の設置位置について担当職員と事前に協議しなければならない。

6 名義使用の制限

乙は、乙の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

7 権利の譲渡の禁止

乙は、業務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

8 従業員等

- (1) 乙は、乙の従業員の身元保証、規律の維持、風紀及び衛生、健康管理、就業及び労務に関する法令の運用について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 乙は、従業員の経歴等に関し、履歴書（様式自由）の写しその他

担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。また、従業員の変更に当たっては、その都度、担当職員に報告しなければならない。

- (3) 乙は、乙、乙の従業員及び関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、本業務に従事させてはならない。なお、この場合は速やかに担当職員に報告しなければならない。

9 情報の管理及び秘密の保持

- (1) 乙は、情報の管理及び秘密の保持を徹底し、情報及び秘密の漏えいを防止するとともに、これらを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 乙は、上記(1)の必要な措置を講じるため、情報セキュリティ計画を作成し、甲と協議しなければならない。
- (3) 乙及び乙の従業員は、情報セキュリティ計画を遵守しなければならない。

10 損害賠償

乙は、業務に関して、国有財産使用許可書記載の条件のほか、自己の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙においてその損害を賠償しなければならない。

11 自己都合による業務の解除

乙は、自己都合により業務を解除しようとするときは、2か月前に甲に書面により通知し、甲の指示する方法により解除することができる。

12 費用負担

- (1) 本業務に要する電話及び電気等の使用料金（計測機器の設置又は更新を含む。）並びに消耗品等の費用は、乙の負担とする。
- (2) 使用する施設の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他業務に伴う一切の費用は、乙の負担とする。
- (3) 本業務の遂行に当たり排出された廃棄物は、乙において回収、処理するとともに、処理にかかる費用は、乙の負担とする。

13 収支報告等

- (1) 乙は、業務に関する毎月の謄写件数及び売上金額等を謄写件数等報告書（様式第2号）により、翌月10日までに担当職員に提出しなければならない。
- (2) 乙は、会計年度における本業務に関する収支計算報告書（様式第3号）を翌年度5月末日までに担当職員に提出しなければならない。

14 庁舎の維持管理

- (1) 乙は、庁舎の維持管理等に関する事項について、甲等が定めた取扱いを遵守しなければならない。
- (2) 乙は、国有財産の使用を許可した施設等の内外において、甲が庁舎の修繕工事等を行うため業務の中止を要請した場合は、これに協力しなければならない。
- (3) 乙は、甲が要請した業務の中止に対する補償等は求めない。

15 実地調査等

甲は、この協定書について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、協定書の履行に関し指示することができる。

16 その他

この協定書に記載のない事項については、必要の都度、甲及び乙が協議して決定する。

17 協定事項の変更等

この協定書を変更する事情が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

附 則

この協定は、平成26年9月1日から適用する。

本協定の証として、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪地方検察庁検事正 大島 忠 郁



乙 大阪市福島区福島1 [REDACTED] 番60号 [REDACTED]

西村 騰 写 館

(様式第1号)

平成 年 月 日

殿

申請者 住 所
氏 名

工 事 等 施 行 協 議 書

平成 年 月 日付け日記(会)第 号をもって使用を許可された物件について、下記のとおり工事等を施行したいので、事件記録等謄写業務協定書により協議します。

記

1 工事等の内容及び目的

2 工事等場所

3 工事等期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 施工業者名

5 工事等図面

(様式第2号)

平成 年 月 日

殿

住 所
氏 名

謄写件数等報告書

平成 年 月における謄写件数等について、下記のとおり報告します。

記

謄写対象物管理庁	謄写件数	謄写枚数	売上金額
大阪地方検察庁堺支部		()	

注1 謄写件数は、対面式業務の依頼件数（紙以外の媒体を含む。）を記載する。

() はセルフ式業務の枚数を記載する。

注2 売上金額は、徴収した謄写料金（紙以外の媒体による謄写を含む。）を記載する。

(様式第3号)

平成 年 月 日

殿

住所
氏名

収支計算報告書

平成 年度における収支計算について、下記のとおり報告します。
記

	科 目	金 額
売 上 高	(内訳)	
	売上合計	
仕入	仕入合計	
売 上 総 利 益		
経費及び 一般管理費	(内訳)	
	経費及び一般管理費合計	
営 業 利 益 合 計		

日記（会）第 号

平成 年 月 日

殿

大阪地方検察庁検事正

事件記録等謄写業務協定書に定める担当職員の指定について
標記協定書に定める担当職員を下記のとおり指定したので、通知します。

記

大阪地方検察庁会計課国有財産係長

